

会 議 録 (要 旨)

| | |
|---|--|
| 会 議 名 | 令和元年度第3回武蔵村山市行政評価委員会 |
| 開 催 日 時 | 令和2年2月10日（月）午後2時2分から午後4時24分まで |
| 開 催 場 所 | 301会議室 |
| 出席者及び 欠 席 者 | 出席者：坂野委員（委員長）、内野委員（副委員長）、阿部委員、栗原委員、中澤委員、原田委員 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：高齢福祉課長、地域包括ケア係長、高齢者支援係長、地域福祉課長、地域福祉係長 |
| 報 告 事 項 | ○ 令和元年度第2回行政評価委員会の会議結果について |
| 議 題 | 1 行政評価の評価結果の審議について 2 その他 |
| 結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | 報告事項：令和元年度第2回行政評価委員会の会議結果について 令和元年度第2回行政評価委員会の会議結果（概要）について、会議資料に基づき事務局から報告し、会議録については、修正等があれば2月21日（金）までに事務局に連絡することとした。 議題1：行政評価の評価結果の審議について 1 行政評価の評価結果の審議 「施策評価調書No.1 社会参加と就労促進」について、各委員から意見をいただいた。 2 行政評価委員会としての意見整理 第1回会議で審議した事案2件に係る行政評価委員会としての修正意見（案）及び第2回会議で審議した事案2件に係る行政評価委員会としての意見（案）について確認し、以下のとおりとした。 評価調書No.7 母子栄養強化事業：原案のとおりとした。 評価調書No.9 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助金：原案のとおりとした。 評価調書No.4 高齢者見守り相談室事業：委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 評価調書No.5 老人性白内障特殊眼鏡等助成事業：原案のとおりとした。 議題2：その他 特になし |
| 審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局 | 令和元年度第2回行政評価委員会の会議結果について ■ 令和元年度第2回行政評価委員会の会議結果（概要）について、会議資料に基づき報告した。 会議録については、2月21日（金）までに確認していただき、修正等があれば事務局に連絡をお願いする。 【質疑・意見等】 ○ 特になし 議題1：行政評価の評価結果の審議について |

1 行政評価の評価結果の審議

《行政評価の評価結果に対する意見》

施策評価調書No.1 社会参加と就労促進

- 所管課から、事業の概要、一次評価等について説明した。
- 事務局から、行政評価会議での主な意見や二次評価の総合的意見について説明した。

【質疑・意見等】

- 介護支援ボランティア事業について、調書の成果指標の推移を見ると、「①介護支援ボランティア事業」の目標値が500人と記載されているが、目標を設定した際の根拠と今後の展望を伺いたい。
- 可能な限り多くの高齢者に登録いただきたいと考えて設定した目標であるが、現状は目標を大きく下回っている状況にある。
また、登録を解除してしまう方もいることから、新規の登録者の獲得だけでなく、既存の登録者のフォローも課題となっている。
このことから、今後は、ポイントの交付対象を福祉施設における活動に限定せず、市が高齢者の通いの場として推進する高齢者サロン活動を含めるなど、事業の活性化に向けた見直しを予定している。
- 成果指標の「②介護予防基本チェックリスト返送率」については、平成28年度をもって事業が終了したことにより、平成30年度達成値は「－」とのことであるが、介護予防基本チェックリストはどのように活用していたのか伺いたい。
- 介護予防基本チェックリストは、平成28年度までは高齢者の日常生活における自立度や認知機能を確認することを目的として高齢者全員に送付していたものであり、全25項目に対する回答結果を基に口腔栄養教室や筋力強化教室などの必要な二次介護予防につなげていた経緯がある。
しかし、介護保険法の改正に伴い、平成29年度からは総合事業の利用希望者を対象として実施することとなったため、平成30年度達成値を「－」としている。
- 計画策定当初に設定した成果指標の目的が、高齢者の日常生活における自立度や認知機能を把握するためのものだとするならば、介護予防基本チェックリストの返送率以外のデータを用いて把握することも可能であると考えますが、他のデータを保有していないのか。
- 要支援・要介護認定者数の推移や、介護予防教室の出席者数等のデータは保有しているため、これらのデータに基づいて事業を実施しているところである。
- 先ほど、介護予防基本チェックリストは全25項目の質問に回答するものである旨の説明があったが、例えば、得点形式になっているなど、回答者が客観的な数字で自分の状況を把握できる内容という認識でよいのか。もしくは、回答内容を基に専門医が状況を判断するものなのか伺いたい。
- 得点形式にはなっておらず、心身機能に係る質問項目の該当数により状態を把握するものである。なお、評価方法については厚生労働省により示された基準に従って行っており、当該基準は公表されているため、回答者が自分で状況を把握することも可能である。
- 先ほど、介護保険法の改正に伴って、介護予防基本チェックリストは総合事

業の希望者に対して行っている旨の説明があったが、当該事業の対象者を伺いたい。

- 要支援及び要介護状態にはなっていないものの、支援が必要な人を対象としている。
- 成果指標の「①介護支援ボランティア登録者数」の増加は、地域で健康的に活動する高齢者の増加を意味しており、「②介護予防基本チェックリストの返送率」の上昇にもつながるものと想定されることから、二つの成果指標は一体的に結びついているものと思われる。

しかし、「②介護予防基本チェックリストの返送率」が介護保険法の改正に伴って把握できなくなってしまうため、施策の進捗状況を把握することができなくなってしまうと思われるが、所管課はどのように考えているのか。
- 成果指標は、あくまで平成27年度に第四次長期総合計画後期基本計画を策定した当初のものであり、根拠法令や社会情勢の変化によって、読み取れなくなってしまうものも存在する。
- 計画の性質については理解したが、成果指標の今後の取扱いについて、所管課の考えを伺いたい。
- いただいた御意見を踏まえて、把握できている他のデータを活用した上で新たな目標を設定したいと考えている。
- 介護保険法が改正されるまでの間に介護予防基本チェックリストが担ってきた役割や成果は無駄にはならないため、改めてデータを精査するとともに、所管課が把握する別のデータを基に新たな目標を設定していくことが肝要である。
- ボランティアが活動できる施設数と施設側が必要とするボランティアの人数を把握していれば伺いたい。
- ボランティアの受入れ先施設数については25か所であり、必要となるボランティア人数についてはそれぞれ異なっている。

例えば、受入体制が十分な施設であれば多くの人数を受け入れることが可能であるが、実際にはボランティアにお願いできる業務内容にも限りがあるため、1施設当たりの必要数はあまり多くないのが現状である。
- そうであるならば、成果指標の目標値である500人を受入施設が必要としていないことも考えられるため、受入体制を整えるための支援を行うことも重要だろう。
- そもそも、本事業は施設が人材を求めて実施するものではなく、高齢者がボランティア活動を通じて社会貢献することを目的としているのではないか。
- 本市の施設ではないが、ボランティアを正規職員の代わりのように扱う施設もあると伺ったことがあるため、施設側が人材を求めるケースも少なからず存在すると思われる。
- 話を伺う限りでは、目標人数を設定すること自体がなじまないと思われるが、登録者は受入先施設においてどのような活動を行っているのか。
- 介護職員のような業務内容ではなく、囲碁や将棋の相手をするなど、各自の趣味をいかして施設利用者とコミュニケーションを取ることに重きを置いたものである。
- これまでの話を整理すると、成果指標に掲げる登録者数が目標値を大きく下回っていることや、ボランティア登録者と受入施設との間で本事業に期待する

内容に差が生じている現状を踏まえれば、現行の実施方法で事業を継続することには課題が残るため、成果指標も含めて事業内容を効果的なものへと見直していく必要があるだろう。

- 高齢者喜び農園事業について、対象者を都営村山団地又はその周辺に住居を有している60歳以上の方に限定している理由を伺いたい。
- 詳細は把握できていないが、都営村山団地には庭がないため、閉じこもりがちな高齢者の外出を促すとともに、生きがいの充実や健康づくりの推進を図ることを目的として開始した事業であると認識している。また、農園用地は大南と学園に合わせて5か所あるが、駐車場等は整備していないため、徒歩や自転車で通うことができるよう、利用者を団地周辺に住居を有する方に限定している。
- 平成29年度決算額と平成30年度決算額を比べると約200万円の差が生じているため、事業費の詳細を伺いたい。
- 事業費は主に土地の借上料となるが、利用期間が約2年となっており、2年に1度土地の区画割りや整地を行うため、掛かる費用に差が生じている。
- 利用期間は2年とのことであるが、途中で利用を止める旨の申出があった場合にはどのように対応しているのか。また、利用者同士による又貸し等は発生しているのか。
- 利用状況は定期的に確認しているため、又貸しのような事例は発生していない。また、期間の途中で止める際には申出書を書いてもらい、利用を停止している。
- 高齢者喜び農園は277区画ある旨の説明があったが、申込倍率を伺いたい。
- 過去には申込者が定員を上回っており、抽選を行っていたが、近年は定員に収まっている。
- 利用期間の更新に伴って、どの程度の人数が入れ替わっているのか。
- 利用者のほとんどが継続する傾向にあるため、一部が入れ替わっている状況にある。
- 本事業の対象者を都営村山団地周辺に住居する方に限定せずに市内全域に拡充した場合、利用者の増加は見込めるのか。
- 他の地域に住居する方から要望がないことを踏まえれば、市内全域から利用者を募っても、応募者数が大きく増加することはないと思われる。
- 1区画当たりの広さを伺いたい。
- 1区画当たり約12平方メートルである。
- 今はマンションに暮らす方も多いため、都営村山団地周辺に住居する方のみを対象とすることは公平性に課題があると思われる。
- 利用料は徴収しているのか。
- 利用料は無料となっている。
- 市内には、有料で農家が利用者を指導する体験型市民農園もあるため、利用者を限定しないのであれば、有料とすべきである。
- 利用条件が65歳以上ではなく60歳以上である理由を伺いたい。また、65歳未満の利用者数も伺いたい。
- 年齢を高齢者ではなく60歳以上としている理由については把握できていない。また、65歳未満の利用者はおらず、多くが70歳代と80歳代となっている。

いる。

- 年齢も含めて利用条件を整理すべきである。
- 所管課としても、利用者を限定していることや、無料で提供していることについては、公平性の観点から見直しは必要であると考えているため、いただいた御意見を踏まえて、今後、見直し内容を検討していきたい。
- これまでの話を整理すると、時代の変化に伴って都営村山団地及びその周辺に居住する60歳以上の市民にのみ無料で農園用地を提供し続けていくことには、公平性の観点から課題が残るため、利用条件を見直していくことが肝要である。
- 老人クラブ補助金について、老人クラブは市内に34クラブあり、連合会には33クラブが参加している旨の説明があったが、1つのクラブが連合会に参加していない理由を伺いたい。
- 理由までは把握できていないが、設立時から未加入である。
- 老人クラブ連合会はどのような活動を行っているのか。
- 市内の老人クラブの相互交流等を図るとともに、老人クラブ全体に係る事業の企画・調整を行っており、今年度からは敬老会の運営を市から受託して実施している。
- 取りまとめ役としては、事業のコストが多いと思われるが、全て市が負担しているのか。
- 老人クラブ連合会に対しては東京都からも補助をしており、事業費の約半分が市の負担となっている。
- 補助金は飲食費等にも使用されているのか。
- 飲食費には使用されておらず、グラウンドゴルフの運営やカラオケ大会の運営等に掛かる経費となっている。
- 老人クラブの具体的な収入を伺いたい。
- 主な収入は会員から徴収した会費と市の補助金である。
- 老人クラブ1団体当たりの予算規模を把握していれば伺いたい。
- 実績報告で確認できるが、現在資料を持ち合わせていない。
- 老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金については、今後の方向性が継続となっているが、今後も補助金を交付する理由については、どのように考えているのか。
- 高齢者の社会活動を促進し、高齢者福祉の増進を図る必要があることから、老人クラブ及び老人クラブ連合会は必要な団体であると認識しており、クラブを運営するに当たっては会員会費だけでは費用を賄えないため、引き続き補助する必要があると考えている。
- 老人クラブの加入者は高齢者全体の何割を占めているのか。
- 老人クラブの加入条件が60歳以上であるため、厳密には高齢者以外の方も含まれており、正確な比率ではないが、老人クラブの加入者数を市内の高齢者数で除した場合、平成30年度末時点で約11%が加入している。
- 老人クラブの加入率は高齢化の進行に伴って上昇しているのか。
- 減少傾向にある。
- 老人クラブという形でなくとも、自主的にグループを作っている人もいると考えられるため、受益者負担を考えると、手厚く補助しすぎている印象を受ける。

そもそも、団体の活動費を補填するという考え方自体を見直すことについて検討すべきであると考えているが、補助額はどのように決定しているのか。

- 老人クラブ補助金の算定については、クラブの会員数で算出している。

具体的には、30人から39人までのクラブには月額12,500円、40人から49人までのクラブには月額20,000円、50人から69人までのクラブには月額25,000円、70人以上のクラブには月額25,000円に70人を上回る1人あたり200円を加算した金額を交付している。

- 人数で補助金額が異なるとのことであるが、名義貸しのような事例はあるのか。

- 提出された実績報告において、会員を確認しているため、そのような事例はない。

- これまでの話を整理すると、高齢者の居場所作り等に一定の効果があるものの、60歳以上となっている対象年齢を改めて整理するとともに、費用の透明性の確保に向けた見直しが必要である。

- シルバー人材センター事業補助金について、一次評価の施策を取り巻く環境及びその変化の欄を見ると、前段においては地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的かつ軽易な就業機会を確保する必要性が増加している旨の記載がある。

その一方で、後段においてはシルバー人材センターの会員が安定的かつ長期的に就業することが望ましい旨の記載があるため、矛盾しているように思われるが、詳細を伺いたい。

- シルバー人材センターの会員が行う仕事は、市報の配布や植木の剪定など、臨時的、短期的かつ軽易なものであるため、このような仕事を今後も確保していきたいと考えている。

また、シルバー人材センターの会員は高齢化が進んでおり、定年延長等の影響で60代の若年会員が減少するとともに、精神的な問題を理由として退会してしまう会員もいることから、メンタルケア等も含めて、会員が長期的に就業できるよう支援していきたいと考えている。

- シルバー人材センターの会員は様々な仕事を行っているが、シルバー人材センターと仕事を依頼する企業が直接契約した上で、シルバー人材センターの事務局が会員に仕事を振り分けているのか。

- そのとおりである。

- シルバー人材センター全体の売上げを伺いたい。

- 平成30年度の売上げは、年間約4億1千万円である。

- 社会参加と就労の促進という施策であるが、シルバー人材センターの会員は実際には生活に困窮している方が多いのか。また、シルバー人材センターの活動が活発になることにより、生活保護受給者が減るなどの、効果は出ているのか。

- 個人情報になるため、詳細は把握できていないが、分配金を会員数で割った際の1人当たりの金額が年間約50万円程度であるため、一定の収入にはなるものの、生活保護を廃止できるまでの安定した収入を得るのは難しいと思われる。

- シルバー人材センターに対して年間で約5千万円を補助している旨の説明があったが、何に対して補助しているのか。

- 運営及び事業に必要な経緯の一部を補助しており、ほとんどが人件費である。
- シルバー人材センターの人員体制を伺いたい。
- 事務局の人員体制になるが、正規職員6名と嘱託員9名となっており、正規職員全員と嘱託員1名の人件費を補助している。
- 補助金は全額市が負担しているのか。
- シルバー人材センターに対する補助は、国、東京都及び市が行っており、当該5千万円の中には東京都と市の補助金が含まれている。
- シルバー人材センター側の売上が増加すれば、補助金額を減額することや廃止することはできるのか。
- 本補助金については、補助額が増加しているため、公費を投入することについて改めて検討する必要があると認識しているが、廃止することは難しいと思われる。
- シルバー人材センターは公益社団法人であり、利益を上げるといことは主たる目的ではないのではないのか。
- 組織の運営に係る経費を捻出することは利益を上げることとは異なるため、独立した組織である以上、自立に向けて、現状の5千万円については今後減らしていく努力はすべきであると思われる。
- 調書の今後の見直し方針の欄を見ると、市の財政状況に鑑み、限られた予算の中で安定的な事業運営ができるようシルバー人材センターの自助努力を促していく旨の説明があったが、具体的にはどのように考えているのか。
- シルバー人材センターは独立した法人であるため、運営方針などを指導することは難しい。
また、高齢者の居場所を作る上でシルバー人材センターの存在は重要であると認識しており、今後も協力して施策を進めていくが、将来的には、市の補助金に頼らずに自立した運営を可能にしていきたいと考えている。
- シルバー人材センターへの補助の妥当性を図るのであれば、他の区市町村のシルバー人材センターにおける人員体制等の情報を把握した上で、市の補助金額の妥当性を確認すべきであると考えます。
また、市からの補助に対しては、監査が行われている旨の説明もあったため、今後も不正な資金流出などを防止するよう、ガバナンスの確保に努めていきたい。
- 差し支えなければ、事務局長の年収を伺いたい。
- 個人情報になるため、詳細までは申し上げられないが、様々な手当を含めて年間1千万円以上となっている。
- 個人的な意見になるが、公益社団法人の事務局長としては年収が高く、市が補助することには疑問が残る。
- 社会参加と就労促進について、高齢者のみに対する就労支援が記載されているが、他の年齢層に対する就労支援は考えていないのか。
- 本施策は高齢者の社会参加と就労を促進するものであるため、高齢者のみの記載となっているが、他の年齢層に対する就労支援については、第四次長期総合計画後期基本計画において、「雇用」という節を設けて様々な施策を展開している。
- シルバー人材センター以外における高齢者の就労支援について伺いたい。
具体的には、東京都のしごとセンターやアクティブシニア等の他の就労支援

団体とどのような支援関係にあるのか伺いたい。

- 把握できていないため、詳細を調べて、後日回答する。
- シルバー人材センター運営資金貸付について、年間500万円の貸付けを行っている旨の説明があったが、何を目的として貸付けを行っているのか。
- シルバー人材センターは、仕事を受注する会社から払われた契約金のうち、事務手数料を除いた分を会員に分配しており、年度当初には会員に対する分配金が確保できないことから、資金ショートを防ぐために、当該貸付けを行っている。

なお、当該貸付は、平成18年にイオンモールむさし村山が開業し、カートの整理など大口の仕事が発生したことを契機として開始した経緯があり、近年はシルバー人材センター側の自助努力により金額を徐々に減額している。

- これまでの話を整理すると、シルバー人材センター事業については、事務局職員の給与の高低についての判断は難しいが、交付した補助金が適正に使用されているか確認すべきである。

よって、他のシルバー人材センターの人員体制や近隣市の補助額と比較、検討することにより、補助額等の妥当性を確保するとともに、補助額の根拠を明確にするなど、透明性の確保に努める必要があるだろう。

- 施策全体に対する意見をまとめると、本施策は、高齢者の社会参加の機会を充実させるとともに、就労を促進することにより、高齢者の健康で生きがいのある暮らしの創出に寄与している。

しかし、成果指標に掲げる介護支援ボランティア登録者数が目標値を大きく下回っていることや、法改正に伴う対象者の変更により介護予防基本チェックリスト返送率が現況値と比較できない状況にあることを踏まえれば、成果指標の設定方法や進捗管理には課題が残る。

また、施策を構成する事務事業の中には、「高齢者」を対象としているにもかかわらず、65歳以上を対象者としているものと、60歳以上を対象者としているものが混在していることや、特定の地域に居住する市民のみを対象とする事業が含まれているため、改めて対象者とする高齢者の適正な年齢を整理するとともに、公平性の確保に向けた事業の見直しを行う必要がある。

よって、今後は、所管課が保有する高齢者に関する情報を分析することにより、高齢者の社会参加と就労促進を更に推進するために必要となる新たな指標を設定した上で、時代の変化を踏まえた高齢者の生活実態に即した事務事業を実施していくことを求めたい。

2 行政評価委員会としての意見整理

【事務局説明要旨】

- 第1回会議で審議した2件と第2回会議で審議した事案2件について、行政評価委員会としての意見（案）を提示した。

【質疑・意見等】

- (1) 評価調書No.7 母子栄養強化事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし

- (2) 評価調書No.9 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助金

- 原案のとおりでよろしいか。

